

各森林管理局 総務企画部長 殿
計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

令和 7 年 4 月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日から適用する積算基準の取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏なきよう措置されたい。

記

1 対象となる積算基準等

本取扱いは、次に掲げる積算基準（以下「新積算基準」という。）を対象とする。
「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 670 号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 674 号林野庁森林整備部長通知）及び「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 690 号林野庁森林整備部計画課長通知）により改正した以下の積算基準

ア 森林整備保全事業標準歩掛の制定について

（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知）

イ 森林整備保全事業設計積算要領の制定について

（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）

ウ 森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について

（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号林野庁長官通知）

エ 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について
（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 351 号林野庁長官通知）

オ 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

（平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知）

カ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について
（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）

キ 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について

(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知)
ク 工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について (試行)
(令和元年 6 月 20 日付け元林整計第 65 号林野庁森林整備部計画課長通知)

2 新積算基準の取扱いについて

入札書の受付開始日が令和 7 年 4 月 1 日以降の工事及び業務 (以下「工事等」という。) については、新積算基準に関する周知期間や積算プログラムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講ずる。

(1) 措置の内容

工事等の発注者又は受注者は、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知) 別添 2 国有林野事業工事請負契約約款第 63 条の規定及び「国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」(平成 8 年 3 月 27 日付け 8 林野管第 28 号林野庁長官通知) 別紙国有林野事業業務請負契約約款第 59 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新積算基準により積算された予定価格に相当する額 (単価は入札書の受付開始の日のもの)

k : 当初契約の落札率

(2) その他

入札説明書等において以下の記載例を参考に本取扱いについて明示するものとする。また、新積算基準等を反映させた積算プログラムの配布は、7 月を予定しており、変更の協議については積算プログラムの配布以降とする。

(工事記載例)

○ 工事概要

(○) 本工事は、令和 6 年度積算基準に基づくものであるが、令和 7 年 3 月 31 日に「令和 7 年 4 月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」(令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 687 号林野庁森林整備部計画課長通知) が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第 63 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率

(業務記載例)

○ 業務概要

(○) 本業務は、令和 6 年度積算基準に基づくものであるが、令和 7 年 3 月 31 日に「令和 7 年 4 月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」(令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 687 号林野庁森林整備部計画課長通知) が通知されたことを踏まえ、業務の発注者又は受注者は、国有林野事業業務請負契約約款第 59 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k ：当初契約の落札率